設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。）で、浴場又はプール、有酸素運動施設（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。）又はトレーニングルーム及び健康相談室を備えたものをいう。） ［ニ・ホ　略］	て、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。）で、浴場又はプール、有酸素運動施設（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。）又はトレーニングルーム及び健康相談室を備えたものをいう。） ［ニ・ホ　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省・農林水産省・国土交通省令第一号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）の施行に伴い、奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月四日

総務大臣　野田　聖子
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令

奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年総務省・農林水産省・国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○法務省・国土交通省令第一号

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）及び旅行業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年国土交通省令第六十六号）の施行に伴い、旅行業者営業保証金規則及び旅行業協会弁済業務保証金規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月四日

法務大臣　上川　陽子
国土交通大臣　石井　啓一

改正後	改正前
（産業振興促進計画の認定の申請） **第二条**　（略） 一・二　（略） 三　法第十一条第四項第一号又は第二号に掲げる事項を記載している場合には、実施主体の特定の状況を明らかにすることができる書類 四・五　（略） 2　別記第一号様式による申請書に法第十一条第四項第二号に掲げる事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。 （産業振興促進計画の記載事項） **第三条**　（略） 一～四　（略） 五　法第十一条第四項第二号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項 六　（略）	（産業振興促進計画の認定の申請） **第二条**　（略） 一・二　（略） 三　法第十一条第四項第二号又は第三号に掲げる事項を記載している場合には、実施主体の特定の状況を明らかにすることができる書類 四・五　（略） 2　別記第一号様式による申請書に法第十一条第四項第三号に掲げる事項を記載している場合には、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。 （産業振興促進計画の記載事項） **第三条**　（略） 一～四　（略） 五　法第十一条第四項第三号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項 六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。